

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和7年8月分)

| No. | 担当課 | 問合せ先 (直通) | 業務名 | 契約業者名 | 契約金額 (税込)(円) | 契約日 | 随意契約の理由及び根拠法令 | 随意契約の 種別 | 備考 |
|-----|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|--|-------------|----|
| 1 | 学芸課 | 245-6201 | 大塚山古墳出土資料保存整理業務 | 公益財団法人元興寺文化財研究所 | 6,999,960円 | R7.8.6 | <p>堺市博物館が所蔵する大塚山古墳出土遺物(以下、本資料とする)は、副葬品の出土事例が少ない百舌鳥古墳群の中でも、将来的に国宝・重要文化財指定の可能性を有する貴重な歴史資料である。本業務は、国内外への世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の価値や魅力の発信機能を強化するため、本資料の国宝・重要文化財指定をめざし、今後の堺の歴史文化を象徴するUSP(博物館展示の“目玉”)として、有効活用を図っていくことを目的に実施するものである。</p> <p>本業務において冒頭に記した目的を達成するためには、将来的に国宝・重要文化財指定の可能性をもつ本資料の情報を、現状を損なわず、わずかな痕跡等も逃さずに把握する必要があり、考古資料を対象とするさまざまな分野の専門知識、技術、ノウハウ、見識等が求められる。具体的には、考古学をはじめ保存科学、分析科学等の専門知識、考古資料に関する最先端の分析機器を駆使する技術、本資料の主体となる古墳時代金属製品の種別・構造などを見極めるノウハウ、遺物個々の現状を把握して最適な保存処理方法を見極める見識等が不可欠である。</p> <p>また、実測等の記録作成では脆弱な遺物について一定時間観察・分析・撮影にかけるが、その過程で遺物が損なわれることはあってはならない。そのため過年度の基礎整理で把握した、本資料の状態や破片同士の接合関係を十分に理解し、記録作成にあたり脆弱な遺物に対する適切な対策をとることが求められる。また、作業は状態確認を含め、可能な限り迅速に進めるためにも、過年度の整理状況を十分に把握している必要がある。当該事業者は、過年度に発注した「大塚山古墳基礎整理等業務」の受注者であることから、基礎整理の状況を熟知している。</p> <p>仮に上記のような技術・知識等が未熟な者が本業務を履行した場合、遺物の状態及び考古学的情報の正確な把握ができず、適切な復元・保存処理が不可能となる。加えて、誤った接合や不適切な保存処理を施した際には元の状態に復することが困難となり、将来における国宝・重要文化財への指定やその後の保存・活用が極めて難しい状況になる。</p> <p>元興寺文化財研究所は、「人文科学に関する研究(高度の専門的な知識経験を必要とすることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。)を主たる目的とする法人」に国から認定された特定公益増進法人(備考参照)である。1967年に元興寺仏教民俗資料研究所として設立され、元興寺極楽堂の解体修理・境内発掘調査の際の発見資料の研究・保存処理から始まり、諸種の文化財保存・調査・研究に先駆的に取り組み、早い時期から考古資料の基礎整理や保存処理業務を受注してきた。日本全国の国宝や重要文化財等の指定文化財をはじめ、考古資料の整理や保存処理等に関して圧倒的な実績を有している。考古資料の整理や保存処理について日々研究を重ね、常に最新の効果的・効率的な方法を開発する等、ノウハウの蓄積や専門スタッフの技術・知識は他の追随を許さないものがある。また、考古・分析・保存処理を専門とするスタッフが同じ組織内に所属しているため、考古学的知見に加え、理化学的な分析、適切な保存処理の相互的な情報共有が迅速にできる組織体制が採用されている。</p> <p>このように各分野で連携し文化財を総合的に調査・分析できる民間事業者は同研究所のほかにはない。加えて、本資料の主体となる金属製品の遺物で、国宝・重要文化財指定品について、保存処理のみ受託している民間事業者は他にも存在するが、指定前の基礎整理の段階から保存処理業務まで一体的に受託している民間事業者は、同研究所以外にはない。さらに、国宝・重要文化財指定を目的とした記録作成には、正確な数量や形状の把握が必要となるが、本資料に顕著に含まれる錆で固着した金属製品の図化を可能にするマイクロフォーカスタイプX線CT画像解析装置を自社に備え、担当者が直接分析を行っている民間事業者は、同研究所のみである。</p> <p>以上のことから、当該業務を適正に履行できるのは公益財団法人元興寺文化財研究所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | 1者随契 | |